(四)

粉乳（無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号に掲げる物品（無機質を濃縮したホエイ並びに無機質を濃縮したホエイ及びラクトースを主成分とするものに限る。）を除く。）

(五)

関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるチーズを除く。）、第〇四〇六・二〇号の一、第〇四〇六・三〇号及び第〇四〇六・九〇号に掲げる物品並びに無脂肪ズベルト（ソフトチーズを除く。）で、乳脂肪分が全重量の四五％未満のクリームチーズ（関税率表第〇四〇六・二〇号の一に掲げるものに限る。）のうち、関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(六)

煎ってない麦芽及び煎った麦芽

(七)

関税率表第一一〇八・二〇号（一九〇一・二〇号の(二)のDの(b)及び第一九〇一・二〇号の(二)のDの(b)に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの

(八)

関税率表第一一〇八・一二号から第一一〇八・二〇号までに掲げる物品（関税率表第一一〇八・一二号の二、第一一〇八・一九号に掲げる物品（分蜜糖、糖蜜及び関税率表第一七〇二・一〇号に掲げる物品並びに関税率表第一七〇二・九〇号の(二)のAに掲げる物品（糖蜜及び条件を満たしているこの農林水産省令で定めるものに限る。）を除く。）

(九)

関税率表第一七〇一・一三号、第一七〇一・一四号の一、第一七〇二・一〇号、第一七〇二・九〇号の五の(二)のAの(b)(二)、第二九・四の(a)(ロ)及び第二九・五の(a)(ロ)の(I)(ロ)の(二)(一)に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）

(一〇)

関税率表第一七〇二・三〇号の二、第一七〇二・四〇号の二及び第一七〇二・九〇号の五の(二)のBの(c)に掲げる物品

(一一)

関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖、Aのもの及びAの(b)に掲げる物品を除く。）、第一七〇四・一〇号、第一八〇六・二〇号の二及び第一九〇一・二〇号の二に掲げる物品（関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品を除く。）、第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）、第二一〇一・一〇号の二に掲げる物品（Aのもの及びAの(b)に掲げる物品を除く。）、第二一〇一・九〇号の二の(二)のAの(a)に掲げる物品（Aのもの及びAの(b)に掲げる物品を除く。）、第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。）及び第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のイに掲げる物品（関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品を除く。）

(一二)

関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

(一三)

（一二）に掲げる物品で、チョコレートの原料として使用するもの

(一四)

混合物及び練り生地等（関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)の製品のAに掲げる物品（同号の二の(三)のAに掲げる物品（小麦粉調製品に限る。）及び同号の二の(三)のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）をいう。）

(一五)

関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）

(一六)

関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品及び同号の二の(三)のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）のうち、小麦粉調製品

(一七)

関税率表第一九〇二・一九号の二に掲げる物品のうちうどん、そうめん及びそば

(一八)

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。）

(一九)

関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(b)のイに掲げる物品

（経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三　経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

第四条第一項中「第二条第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条第二項中「四十五日」を「次の各号に掲げる経済連携協定の区分に応じ当該各号に定める期間」に改め、同項ただし書中「前項の」を「当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条第一号に掲げる経済連携協定　四十五日

二　第二条第三号に掲げる経済連携協定　十月